

第5期第6回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第5期第6回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	令和元年 11月 14日(木) 午後6時00分～午後7時05分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員18名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、荒井亮三委員、飯塚裕子委員、江幡真史委員、田中節子委員、服部美佐子委員、岩橋栄子委員、高橋薫委員、蓮池敏明委員、後藤正臣委員、芹澤考子委員、千葉三和子委員、堀洋子委員、加藤均委員、鵜浦乃里子委員、青木伸吾委員、師星何朗委員 (事務局5名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	4名
5 議題	練馬区地域包括支援センター運営協議会 1 令和元年度第1回地域ケア推進会議について ...資料1、資料2、資料3-1、3-2、3-3、3-4、資料4 2 その他 練馬区地域密着型サービス運営委員会 1 練馬区と西東京市との地域密着型サービス事業者の指定に関する協定について ...資料5 2 指定地域密着型サービス事業者等の指定について ...資料6 3 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について ...資料7 4 その他
6 配付資料	(資料1)令和元年度第1回 練馬区地域ケア推進会議 (資料1別紙)練馬区の地域ケア会議について (資料2)令和元年度上半期 地域ケア個別会議・地域ケア予防会議の実施結果概要 (資料3-1)令和元年度上半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(練馬圏域) (資料3-2)令和元年度上半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(光が丘圏域) (資料3-3)令和元年度上半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(石神井圏域) (資料3-4)令和元年度上半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(大泉圏域) (資料4)令和元年度上半期 練馬区地域ケア圏域会議 実施状況一覧 (資料5)練馬区と西東京市との地域密着型サービス事業者の指定に関する協定について (資料6)地域密着型サービス事業者等の指定について (資料7)地域密着型サービス事業者の指定更新について (参考資料1)練馬の介護保険状況について(9月分) (参考資料2)介護保険事業計画における計画値と実績値の比較

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 ：03 5984 2774(直通) Eメール：KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 ：03 5984 1461(直通) Eメール：KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6回地域包括支援センター運営協議会 第6回地域密着型サービス運営委員会

（令和元年11月14日（木）：午後6時00分～午後7時05分）

委員長

これより第5期第6回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に、事務局から本日の資料および出席委員などの報告をお願いする。

事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

委員長

では、次第に沿って議事を進めていく。なお、閉会は午後7時を目途としている。また、議事録を作成する都合上、発言はマイクを通してお願いする。

まず、地域包括支援センター運営協議会を開催する。

案件1、令和元年度第1回地域ケア推進会議について。資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4および資料4の説明を高年齢者支援課長にお願いする。

高年齢者支援課長

【資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4および資料4について説明】

委員長

それでは、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4および資料4について、ご質問、ご意見があればお願いする。

委員

資料1の5の課題と対応案の内容は承知した。

まず、資料1の別紙について、対応案は誰がやることを考えているのか。

また、地域ケア推進会議で議論して、行政サイドで最終的な判断をした後の下へのおろし方をどのように具体化するか教えてほしい。

高年齢者支援課長

地域を支える取り組みは、例えば行政がやるというだけではなくて、地域と連携して進めていかなければいけないと思う。

区の会議体で、皆様から意見を吸い上げたうえ、実際に取り組んでいくに当たっては、練馬区高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で計画化して実行していくことになる。計画は3年に1回策定しており、行政だけが何かをやるということだけではなく、行政と皆様が連携して実施していくものを多く記載し、実行している。

こうした場の意見で、すぐに実現できるものであれば、すぐに対応していくことになる

が、例えば地域サロンの充実等、地域と連携して進めていくものであれば、このような場での意見を反映しながら、地域の皆様、関係事業者の皆様と調整して取組を進めていくことになる。

2つ目の質問、下へのおろし方についてである。実行していくという意味では、練馬区の公式な計画にまとめて、4圏域の単位で、あるいは25か所の地域包括支援センター単位で実際の対応をしていくことになる。

ここで共有されたものを見せるという意味では、この会議で共有したものをホームページですみやかに公表しているところである。地域包括支援センターの中での共有の仕方や地域の方への伝え方については引き続き検討していきたい。

委員

単に会議を実施し、意見をまとめたということではなくて、それが実際に地域に何らかの形で浸透していくことが重要であり、それが継続することの動機づけにもなるため工夫をお願いしたい。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

資料2の地域ケア予防会議の実施回数に、訪問介護を位置づけたプラン10回とあるが、生活援助の回数が何件あって、そのうち10回だったのかを教えてほしい。

高齢者支援課長

平成30年10月から、生活援助として訪問する回数に、要介護度に応じて国が定める基準回数が設けられ、基準を上回っているものについて、区へ届け出てもらい、地域ケア会議で検証することとなった。

厚生労働省から示されている考え方は、生活援助が中心である訪問を行った場合であり、例えば、身体介護に続いて生活援助を行ったというものは特にカウントされていない。生活援助中心のものを訪問した場合にその数をカウントして、検証したものが10件だった。

この取組は是正を行うという目的ではなく、必要な検証を行うものである。検証の場には、担当のケアマネジャーも同席してもらい、理学療法士等の専門家と話し合いを持ち、是正ではなく助言という形で実施しているものである。

事務局

今年度上期のケアプランの届出の件数は10件を超えていたが、正確な数字はこの場で持ち合わせていない。中には、検証の対象としなかった事例等も数件あった。

委員

届出のあった件数は全部対象にしたが、一部検証しなかったという解釈でいいか。

事務局

検証の必要性について、個別の事例ごとに検討している。重い介護度の方のプランだと、検証によって、例えば、見直し等を検討するのは適さないといった事例も中にはあり、そうした案件はケアマネジャーの支援を行うが、地域ケア予防会議での対象にはしなかったという状況である。

高齢者支援課長

質問の趣旨としては、不適切な案件についてはなかったかというものと認識しているが、そのようなものは見当たらなかった。

委員長

そのほか、いかがか。（なし）

委員長

続いて、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

まず、案件1、練馬区と西東京市との地域密着型サービス事業者の指定に関する協定について。資料5について、介護保険課長に説明をお願いします。

介護保険課長

【資料5について説明】

委員長

それでは資料5について、ご質問、ご意見があればお願いします。

委員

私は関町付近の利用者を持っていて、今後、武蔵野市でも近隣で通いたいという方がいるが、武蔵野市と締結する予定はあるのか。

介護保険課長

利用者の多い近隣自治体について、協定を結べないか働きかけをしようと考えている。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

別紙において協定を締結した場合、太枠内の手続は省略可となっている。理由書は大切なのではないかと思うが、省略することになるのか。

介護保険課長

現在、1件ずつ理由書の提出を求めているが、既に協定を締結している杉並区、中野区

は、近くのデイサービスの利用意向について、理由書は省略している。利用するに当たり、ケアマネジャーが、サービスの内容について適切な判断をしていると考えている。理由書を省略することで利用希望者になるべく早くサービスを利用できるよう、手続を簡略化したものである。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

地域密着型サービスは、地域の特性、多様性に柔軟に対応していくものであるが、練馬区には地域密着型サービスの事業所が多くあり、本当に恵まれた区だと思っている。

地域の福祉において、福祉事務所が区民・事業者にとって大きな窓口であり、困ったときに駆け込むといった大きな役割があると承知しているが、福祉事務所にとって地域密着型サービスがどのような位置づけになっていくか、どのように今後のあり方を私たちと一緒に検討してもらえるか教えてほしい。

介護保険課長

福祉事務所と地域包括支援センターが連携して、既に対応している部分がある。そういう意味で、区民の方のニーズに何があるのか様々な相談が地域包括支援センターに入ってくる。福祉事務所では、生活困窮の方や生活保護の方等が相談窓口に来る中で、必要なサービスについては、高齢部分については地域包括支援センターと連携しながら対応する部分があると思う。そうした中で、地域密着型サービスが地域に根差して、運営推進会議という形で地域の方にも入っていただいている。その運営について様々な意見交換をしていただいております、貴重な社会資源という位置づけになっている。

例えば、あまり遠出ができない方が、近くの地域密着型サービスの事業所に通うことは、密接な人間関係が構築できることになる。総合福祉事務所だけではなく、地域包括支援センターと連携して、そのような地域密着型サービスを活用していくことが重要だと考えている。

光が丘総合福祉事務所長

介護保険課長から話したとおり、福祉事務所として現場で様々な方に対応している。

特に高齢部門について、地域包括支援センターの方とも連携を密にして、相談者が何を求めているのか、それに対してどのような支援ができるのかというものを、検討している。

その中で、様々な事業者や民生児童委員等の意見を伺いながら、相談者の方にどのような支援をするのが最良なのかというものを皆様方と一緒に考えていきたい。

これについては、今後も継続していきたいと考えているため、皆様からのご支援を今後ともお願いしたい。

委員

地域密着型サービス事業をやる中で、介護保険上の高齢者の方だけの支援にとどまらず、

自宅の中での困窮状態や虐待、子育ての状態など、地域密着の事業だからこそ、介護保険事業を通じて多くの地域の課題というところまで広がるようなものが見えてくるのが多々あると理解している。

そういったときには、地域包括支援センターが高齢者のセンターだけではないし、福祉事務所が総合的な福祉を支援するところだと理解しているため、今後とも地域密着型サービスの事業の支援をいただきながら、地域の総合福祉というところで指導をお願いしたい。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

いくつか質問があるが、通常、地域密着型サービスを利用する場合、申請をしてからどのくらい時間がかかり、協定を締結することによって期間がどのくらい短くなるのか。

また、練馬区民が西東京市の事業所をすぐに利用できるようになるが、具体的に、練馬区民は何人が西東京の事業所を利用しているのか、西東京市民は何人が練馬区の事業所を利用しているのか数字がわかれば、教えてほしい。

最後に、板橋区も利用している事業所数が多いが、協定を締結しない理由があれば教えてほしい。

介護保険課長

協議、同意、指定で約1か月かかるが、協定を締結することで約2週間短縮できる。

また、利用者数については、9月のサービス提供分で、練馬区民で西東京市の事業所を利用している方が33人いる。西東京市民で練馬区の事業所を利用している人数については、西東京市でしか確認がとれない。

板橋区の事業所を使っている練馬区民は9月時点で38人おり、事業所数も多いが、板橋区に関しては、区民が区内の地域密着型サービスを利用することを原則と考えており、協定を結ぶ意思がないため、協定が締結できない状況である。

委員

練馬区に隣接する自治体の事業所の多くはデイサービスだと思うが、練馬区のデイサービス事業所は数も多く、稼働率も高くない中で、事業所の立場から見ると、練馬区民が隣接自治体の事業所を利用するのではなく、板橋区のように区内の事業所のみとする考え方もあるかと思うが、今後、他の隣接自治体に対しても、利用者数がある程度増えたら協定を締結する方向でいるのか教えてほしい。

介護保険課長

第7期計画においても、他自治体との隣接地に居住している練馬区民が他自治体のサービスを簡易に利用できるように、指定同意に係る取組を積極的に働きかけていくという計画内容になっており、現段階では7期の計画に沿った対応を考えている。

現在、西東京市民で練馬区の事業所を利用している人数については、西東京市でしか確

認がとれないが、平成30年度は、練馬区からの協議が12件、西東京市からの協議が8件、平成29年度は、練馬区からの協議が9件、西東京市からの協議が20件となっており、練馬区と西東京市の双方に利用意向がある。地域密着型サービスの稼働率が高くないというところはあるが、双方にとって利用意向があるのであれば、必ずしも区内の事業所にとってメリットがないわけではないと考えている。区民の利便性の向上を図っていきたいと考えている。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

区境に在住している方の利用範囲が狭まるのは望ましくないため、この提案は望ましい提案だと思う。

まず、対象としているサービスについて、参考の表は地域密着型サービス事業所であり、今回の協定は対象サービスを地域密着型通所介護としている。表と対象としているサービスが同一条件になっていないため、その関係を具体的に教えてほしい。西東京市は、21か所を対象としているのか、または地域密着型通所介護に限った場合は21か所なのか。

また、練馬区には、地域密着型通所介護事業所はいくつあるのか。

最後に、北区はなぜ1か所なのか。

介護保険課長

西東京市の21か所は、1か所が認知症対応型通所介護、残りの20か所が地域密着型通所介護で、ほとんどが地域密着型通所介護である。表の記載は、区外の事業所で練馬区民が利用し、練馬区が指定している地域密着型サービスの事業所の数である。そのほとんどが地域密着型通所介護である。

また、練馬区の地域密着型通所介護の数は、令和元年10月1日現在113か所である。

最後に、北区の事業所が1か所であるのは、例えば、練馬区民の家族が北区に住んでいて、月の何日か家族のところに行っているときにデイサービスを使いたいという意向で協議が出てきて、指定をした事業者が1か所というようにご理解いただきたい。練馬区民が利用し、練馬区が指定している事業所が1か所ということである。

高齢施策担当部長

補足するが、元々通所介護は、東京都の指定であり、広域サービスであるため、どちらの自治体のサービスを使っても全く問題がないサービスだった。平成28年度に定員19人未満の小規模な通所介護については、地域密着型通所介護へと制度上の位置づけが変わり、その部分は区市町村の指定により地域に密着したサービスとして運営することになった。

地域との連携や、運営の透明性という観点で、小規模な事業所はそれぞれの区市町村の指導監督の下でやっていくというのは筋は通っているが、それまでどこの自治体のサービスを使うのも自由だったため、利用する区民にとっては逆に不便になってしまったということが現実起きた。特に区境を中心にサービスの選択肢が狭まったということがあり、

その部分の利便性を確保するために、手続をなるべく簡略化することによって区民の利便性を高めていくという取組を進めている。ご理解いただきたい。

委員

練馬区の被保険者が、西東京市の地域密着型通所介護の事業所を使えることにより、介護を要する人で大変助かる方もいると思う。区民の代表として、練馬区にとって大変よいことだと思う。

委員長

そのほか、いかがか。（なし）

委員長

つづいて、案件2、地域密着型サービス事業者等の指定について、案件3、地域密着型サービス事業者の指定更新について。資料6および資料7について、介護保険課長に説明をお願いします。

介護保険課長

【資料6および資料7について説明】

委員長

資料6および資料7について、ご質問、ご意見があればお願いします。（なし）

委員長

それでは、案件4に移る。その他の参考資料について介護保険課長に説明をお願いします。

介護保険課長

【参考資料について説明】

委員長

参考資料については、何か気がついたことがあれば、事務局に問合せをお願いします。最後に、事務局から次回開催日程等について説明をお願いします。

事務局

【次回開催日程等について】

委員長

第5期第6回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を閉会とする。皆様の活発な意見に感謝する。